

## 石川県立高等学校等学び直し支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 石川県立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 学び直し支援金は、知事が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を退学した者が、石川県、金沢市又は小松市が設置した高等学校等（以下「県立高等学校等」という。）に、再入学又は編入学する場合に、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業又は修了までの期間、授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）に対する支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (支給の対象等)

第3条 学び直し支援金の支給の対象となる者（以下「受給権者」という。）は、県立高等学校等に在学する者（以下「生徒等」という。）で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程については48月）を超える者）
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（法第3条に規定する受給資格の対象者（法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定の申請をしなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金及び他の都道府県におけるこれと同様の支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就

学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

（学び直し支援金の額等）

第4条 学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

2 学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

（受給資格の認定）

第5条 高等学校等は、学び直し支援金を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）に保護者等の課税証明書等（生活保護受給者の場合は、生活保護受給証明書の提出に代えることができる。以下「課税証明書等」という。）を添付して提出させ、学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の提出があったときは、速やかに当該申請を審査のうえ、認定又は不認定を決定し、学び直し支援金の受給資格認定について（様式16及び別添1）により当該高等学校等に通知するものとする。

3 知事は、高等学校等を経由して、学び直し支援金認定通知（様式3）及び学び直し支援金決定通知書（様式15）または学び直し支援金不認定通知（様式4）により、生徒等に通知するものとする。

（代理受領等）

第6条 高等学校等設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（収入状況の届出等）

第7条 高等学校等は、受給権者から、毎年度、知事が別に定める日までに、学び直し支援金収入状況届出書（様式1）（以下「収入状況届出書」という。）に課税証明書等を添付して提出させ、学び直し支援金収入状況届出者一覧（様式7）を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、高等学校等へ学び直し支援金の収入状況審査結果について（様式17及び別添1）により審査結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の判定により、第3条に規定する受給資格を満たさない者と認めた場合は、高等学校等を通じて、学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式6）により

受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

- 4 知事は、第2項の審査結果に基づき、高等学校等を通じて支給対象者に、学び直し支援金支給決定通知書（様式15）により支給決定額等を通知するものとする。

（支給の差止め）

- 第8条 知事は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する学び直し支援金の支給を一時差止めする決定を行い、受給権者が在学する高等学校等を通じて受給権者に高等学校等学び直し支援金の支払の一時差止めについて（様式8）により通知するものとする。

（支給の停止）

- 第9条 高等学校等は、受給権者が、休学等により、学び直し支援金の支給の停止を希望する場合は、学び直し支援金の支給停止申出書（様式9）を受給権者から提出させ、学び直し支援金支給停止申出者一覧（様式10）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、高等学校等を通じて、学び直し支援金の支給停止について（様式11）により、当該受給権者に通知するものとする。

（支給の再開）

- 第10条 高等学校等は、前条第1項の申出をした受給権者が、支給再開を希望する場合は、学び直し支援金の支給再開申出書（様式12）に第7条第1項の届出書（収入状況届出書）及び課税証明書等を添付して、受給権者から提出させ、学び直し支援金支給再開申出者一覧（様式13）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から学び直し支援金の支給を再開し、高等学校等を通じて支給対象者に学び直し支援金の支給の再開について（様式14）により通知するものとする。

（受給資格の消滅）

- 第11条 高等学校等は、受給権者が、卒業、退学又は転学した場合には、学び直し支援金受給資格消滅者一覧（様式5）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、高等学校等から前項の提出があったときは、高等学校等を通じて、受給権者に学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式6）により通知するものとする。

（支給実績証明）

- 第12条 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給の実績を証明する

書類の発行を請求するときは、知事に学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書（様式 18）を提出し、学び直し支援金の支給実績証明書（様式 19）の交付を受けることができる。

（支給決定の取消し等）

第 13 条 知事は、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学び直し支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 法令，本要綱，学び直し支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件，その他法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 学び直し支援金に関して，不正，怠慢，虚偽その他不適当な行為を行った場合

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。